

(案)

12 原委第 35 号
平成 12 年 3 月 7 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更（1号
及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）

平成12年2月17日付け平成11・12・20資第6号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。